

「パートナーシップ構築宣言」

社会福祉法人育恵会（以下「当法人」）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

当法人は、直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの深い層の取引先にも配慮し、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組みます。また、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携を通じて、取引先との共存共栄の構築を目指します。

【個別項目】

- a. IT 実装支援（データの相互利用、業務のデジタル化に関する助言・支援 等）
- b. グリーン化の取組（省エネ・資源削減に資する取組の推進 等）
- c. 健康経営に関する取組（健康増進に資する取組の推進 等）
- d. BCP／事業継続（災害時等の業務継続に関する情報共有、必要に応じた助言 等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

社会福祉法人 育恵会

理事長 深町 穂